

県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案） にかかる県民政策コメントの実施結果について

令和5年10月1日(日)から10月31日(火)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について意見・情報の募集を行った結果、2名の方から、計8件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、別紙のとおり回答しました。
なお、意見募集に伴う修正点はありません。

提出された意見・情報の内訳

項目	件数
特定個人情報の取扱いについて	2
外部委託契約について	1
中間サーバの取扱いについて	1
eLTAXの権限管理および外部連携について	1
EBPM、事故対応について	1
特定個人情報の真正性について	1
システム整備の評価について	1
合計	8

**「県税賦課徴収事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」に対して
提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について**

ご意見・情報の概要		ご意見に対する県の考え方
特定個人情報の取扱いについて		
1	可搬型ハードディスクに個人情報ファイルを保存する手続きは存在するのか。	県税賦課徴収事務では、可搬型ハードディスクへの個人情報の保管は行っておりません。
2	知事、政治家、選挙人、議員などが、納税者情報等の特定個人情報をこのシステムで見ているのではないか。（「概要資料」の3(1)、3(4)③、「全項目評価書」の12システム2～5、11別添2）	特定個人情報の取り扱いについては、関係法令等（※）で、特定個人情報の取得・利用・提供できる業務が限定され、目的外での使用が禁じられています。また、その取扱・管理方法も厳格に定められており、これに基づき適正に収集、保管、利用、提供を行っております。
外部委託契約について		
3	委託契約について、再委託も含めた契約か。また、番号法の改正等の影響に随時対応可能な契約形態か。	滋賀県税務総合システム、eLTAX-ASP共に、税制改正等に対応するための改修にあたり都度変更契約を締結し対応しています。個人番号、法人番号の取扱について制度変更があった場合のシステム改修についても同様に対応する想定です。なお、再委託が必要な場合は、予め県の承認が必要であることを契約書に明記しており、特定個人情報の保護等について、再委託先事業者にも遵守させています。
中間サーバの取扱いについて		
4	中間サーバの権限管理について、監督機関が設けられているか。委託先事業者も含め、外部への情報漏洩に対する対策はできているか。	地方公共団体情報システム機構が管理しているものですが、関係法令等（※）で規定されている安全管理措置の適用対象となっており、本県においてもこれに基づき、運用者の役割ごとにアクセス権限を設定する等の安全管理措置を講じています。また、中間サーバにはクローズドなネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）を介して接続しているため、外部サーバへの漏洩リスクはないと考えています。中間サーバからは統合宛名システム経由でデータを取得していますが、統合宛名システムの利用については庁内の規定に基づき総合企画部DX推進課に利用者登録申請を行い承認を受けています。

eLTAXの権限管理および外部連携について		
5	<p>eLTAXの権限管理について、権限ごとに表示可能項目は設定されているか。他地方公共団体と同様の権限が付与されているか。外部より共有可能なシステム体系か。緊急時を想定した特定個人情報の共通化は実施されているか。</p>	<p>ASPにより提供を受けているeLTAX審査システムおよび国税連携システムにおいては、権限グループを作成する機能があり、権限ごとに閲覧・更新できる情報が制限されています。滋賀県税務総合システムにおける納税者情報の閲覧・更新についても権限グループごとに閲覧・更新できる納税者を制限しています。また、外部からのデータアクセスはできないネットワーク構成となっています。なお、緊急時を想定して特定個人情報ファイルを他の地方公共団体と共有するということはありません。</p>
EBPM、事故対応について		
6	<p>情報関連EBPMシステムは構築の予定があるか。事故対応を作業過程に組み込むことは予定されているか。</p>	<p>地方税法その他関係法令に則り、税務秩序を維持し、公平かつ公正な事務の執行を図ることにより県税収入の確保に資するため、税制改正等に係るシステム構築・改修にあたっては、情報システム企画書・計画書を作成するとともに、庁内審査会による審査を受けています。</p> <p>また、事故報告プロセスなど、緊急事案発生時には所属長および最高デジタル責任者（副知事）に速やかに報告することなど、全庁的な手順が定められています。</p>
特定個人情報の真正性について		
7	<p>滋賀県税務総合システムの委託先事業者との委託契約上、3か月に1回の特定個人情報の保管依頼が実施されるとあるが、特定個人情報は、所在地の追跡等の正確性は維持されるのか。</p>	<p>滋賀県税務総合システムへの取込時には職員の目視により真正性を確認していること等から、情報の正確性は担保されるものと考えています。また、住所等の本人情報の確認が必要な場合は住民基本台帳ネットワークシステムにて確認を行っています。</p> <p>なお、委託先事業者に対し3か月に1回の特定個人情報ファイルの保管依頼は行っていません。</p>
システム整備の評価について		
8	<p>特定個人情報のシステム整備・改修に係る評価・エビデンスについて、滋賀県税政課で経過的に作成、記録されるのか。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および地方税法に基づき、必要なシステム構築・改修を、システム企画書・計画書を作成する等、適切に実施しています。</p>

(※) 「関係法令等」とは、主に以下のものが該当します。

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令
- ・ 個人情報の保護に関する法律施行規則
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
- ・ 総務省技術基準（総務省告示第二百六号）
- ・ 内閣府技術基準（内閣府告示第四百四十七号）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- ・ マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン
- ・ 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則